

法曹養成制度検討会議座長 佐々木 毅 様

2013年3月29日

中間とりまとめ案についての補足意見

委員 (三鷹市長) 清原 慶子

座長におかれましては、この間の多様な議論を集約され、中間的とりまとめ(案)を作成していただき感謝申し上げます。以下に補足意見を提出いたします。ご反映のほど、よろしくお願いいたします。

はじめに：

○「はじめに」の部分には、これまでの経過及び今後の本検討会議及び関係閣僚会議などの日程が紹介されていますが、「はじめに」の部分には、「本検討会議の役割あるいは使命」というものを具体的に明示する必要があると思います。すなわち、「司法制度改革の理念を踏まえ、改革の前進を目指して、何よりも法曹養成制度の現在の課題を直視して、その解決に向けた方向性を示すために検討している」ことを示すことが重要と思います。

○私は、本検討会議の中間的とりまとめ段階から、潜在的な法曹志願者を含めて幅広い法曹志願者に対して法曹の未来への希望をもち、そして、安心して法曹を目指していただけるようなメッセージを発信することが重要な役割と思い、その方向性を示すことが求められていると考えます。

第1 法曹有資格者の活動領域の在り方

○「活動領域の拡充」については、本検討会議と連携して検討会が開催されてきました。中間的とりまとめには、その過程で提示された事例を具体的に補強することが有用と考えます。

たとえば、自治体における活動領域の拡充に関連して、「複数の自治体が共同で法曹有資格者を採用する方法」、「法テラス常勤弁護士研修派遣制度」、「自治体による法科大学院生のエクスターンシップ受入れ」などです。

また、司法修習の「選択型実務修習」において、自治体の業務に関するプログラムを充実させることなども提起されました。

現在、自治体での活動領域の拡充の壁になっているのは、自治体が直面している厳しい財政状況です。自治体が法曹有資格者を任期付公務員として採用する場合、国が財政面を含む支援をすることを政策推進のインセンティブとして位置づけることが有用と考えます。

○今後の活動領域については、自治体だけではなく、企業等で海外展開支援をサポートする「人財」や、成年後見人や虐待等の対応など長寿化故に求められる福祉の分野や、更生保護の分野など、幅広い「人財」の養成システム等があります。

そこで、活動領域の在り方については、引き続き法曹三者、法科大学院等関係機関や関係団体が問題意識を共有して、連携して、今後も検討を継続していくシステムの提案をすることが重要であると思います。

また、当然のことで書かれていないのかもしれませんが、現在すでに行われている「中央官庁の任期付き公務員採用」等を更に積極的に推進することも、国が率先して改革推進の姿勢を示す意味で重要です。裁判官、検察官の増員及び裁判所・検察庁の人的物的体制の充実についても、明記する

ことを提案します。

第2. 「法曹人口」の数値目標について

○今回のとりまとめでは3000人の目標を事実上撤回しましたが、その一方で今後の数値目標を決めないとしたために、法科大学院側では7～8割の合格をめざすにも目安がなく計画がたてられないのではないかという懸念があります。

これについては今後の法曹人口の在り方について、「これまでの急激な増加ペースを緩和し、法曹有資格者の活動領域の拡大状況や法曹に対する需要等の現実の要素を勘案しながら着実に増員をはかるという趣旨を明確にし、その都度検討するための検討組織を適切に設置しその検討結果を法科大学院の入学定員に反映させるという仕組みをめざす方向性」をわかりやすく示すような記述にしてくださいことを提案します。

○また、「司法試験の年間合格者数の数値目標はおかないこととする」とありますが、一方で、法科大学院の定数を考慮し、計画行政として進める場合には、「法曹人口」をどのくらいの規模に設定するかは、基本的な課題であり、まったく目安をおかないことも課題があるとも思います。

そこで、「年間合格者の数値目標を設けない」としたのは、現在の合格者数にこだわらず、卒内の第3項目に記載のように、「法曹有資格者の活動領域等の拡大状況、法曹に対する需要、司法アクセスの進展状況、法曹養成制度の整備状況等を勘案しながら、その都度検討を行う必要がある」という記述が重みをもってきます。

したがって、「その都度検討する組織」を適切に設置する必要があることを指摘しておく必要があります。

第3 法曹養成制度の在り方 2 法科大学院について

○冒頭に、「法科大学院の修了生のうち、相当程度（例えば7割～8割）が司法試験に合格できるよう、充実した教育を行うことが求められる」とあることは同意見です。これは、各法科大学院に共通の目標としていくことが望ましいと考えます。私は、法科大学院には「プロセス養成の質の向上」と「司法試験合格率の向上」の両立が求められていると思います。法科大学院が修了者に司法試験受験資格を付与する機能を持つ以上、受験に関わる指導は、「過度」であってはいけないと思いますが、「適度」な教育は不可欠と考えますので、そのことを明確に位置づける必要があると思います。

○そこで、重要になってくるのが、入学試験、共通到達度試験、卒業試験等の連関性をはかり、学生及び教員が適切に個々の学生の能力を向上させる教育の質の向上です。特に、共通到達度試験の導入・作成には、新しい組織や人的経費を含めた費用がかかりますので、財源の確保をお願いします。

○「法科大学院の統廃合と定員削減については『新たな法的措置』を設けることについては、更に検討する必要がある」、との記述が、この問題の難しさを考えると、現段階では適切とも思います。現在文部科学省が進めている公的支援の見直しは財政的支援だけでなく人的支援の見直しも含むという大変強力なものなので、当面その推移を見るべきだと考えます。

○公的支援の見直しの対象とならない法科大学院も含め、全体としての定員削減にも取り組むべきな

ので、行政指導のレベルでは次のような方向を示すべきだと思います。

①教育力に比して定員が過大なところは、実入学者にあわせて定員を削減する。

②実入学者が過小で教育上適正な規模が維持できないところは、定員にあわせて実入学者数を増やすか、他校との統合を進める。

③その他の大規模校、中規模校については、全体としての定員削減と教育上適正な規模の両方の観点からバランスのとれた定員削減を進める。

この場合に、判断の根拠として、従来からある「認証評価制度」の精度を上げる改善が先行すべきではないかと思います。評価の基準等の仕組みの一元化や具体的な認証評価制度の改善を実施して、その効果を検証していくことが重要だと思います。

○14 頁の最後に、「上記措置の検討に当たっては、法科大学院の地域的配置や夜間開校等の特性を有する法科大学院に対する配慮についても検討が必要である」とありますが、これは、法的措置の場合のみならず、今後の、統廃合の取り組み全体について、一定の配慮が求められることであると思います。

これについては、一方で例えば高等裁判所が設置されている8つのブロックに欠けないようにすることは最低限の配慮ではないかと思います。特に、国立大学については、対象となる地方法科大学院には国立大学が多いために、地域司法の充実や地方分権を担う「人材」養成の拠点という公共的な役割を考えると、採算性や経済的効率性は重要なポイントですが、「地域ブロックごとにおける法曹養成の拠点の確保」という観点は、環境整備の必要な要件と思います。

○司法修習生に対する経済的支援については、ほとんど具体的に触れられていませんが、修習配属地による不均衡の是正や修習全般に伴う実費的負担などを私自身も指摘したので、具体的な例示として示していただくと、パブリックコメントをいただく時にわかりやすいし、今後の検討を深めることにもつながると思います。

裁判所法改正時の衆議院付帯決議で指摘された「司法修習の位置づけ」、「修習専念義務の在り方」の検討がまだまだ必要であり、この検討会議でなお議論する必要があると思います。

私としてはこれまでの給費の廃止に至るまでの議論の経過や、国会での意思決定を尊重したいと思っています。たとえば、修習地の違いによる住居費など費用の不均衡の是正や交通費などの実費費用を国が負担することと併せて、修習に必要な基本的費用については実費弁償の在り方などが検討課題です。裁判所法改正の際の国会の附帯決議と法の附則の理念に沿う一つの方向性ではないかと考察しましたので、そのような事例が記述されれば幸いです。

4. 司法修習について 及び 5. 継続教育について

○選択型実務修習の充実のみが記述されていますが、修習内容の問題点は実務に即した本来の研修の充実が図られることも記述される必要があると思います。これまでの取り組みを検証して、分野別実務修習についても常なる改善を期待したいと思います。

○かつては2年間で行われていた修習期間が1年間に短縮されたため、実務体験については、修習終了後の継続教育やOJTの重要度が増していると思われます。そこで、実務に即した修習の充実と併せ、法科大学院教育との連携のみならず、修習終了後の継続教育・OJTの支援も検討すべきです。この際、弁護士会の継続教育のみが記述されていますが、社会変動や法律改正も多い最近では、裁判官及び検察官についても、継続教育は当然のことながら必要と考えられるので、加えてはいかがでしょうか。

新しい章の提案

○中間的とりまとめ（案）の段階において、たとえば、17頁に、「司法試験委員会において、現状について検証・確認しつつより良い在り方を検討するべく、同委員会の下に、検討体制を整備することが期待される」とありますように、「今後更なる検討を必要とする」というような記述の箇所があることに留意したいと思います。司法試験委員会はすでにあるのでよいのですが、この会議の最終報告の段階でも、報告した内容について、その後の具体的な「実施体制」が重要となること、併せて「検証体制」が重要であると考えます。そこで、総合的な実施・検証体制として、仮称ですが、「法曹養成制度改革推進会議」といった組織の設置を含む、「第4. 今後の推進体制」といった章を含めていただくことを、時期尚早とは思いつつも提案します。

以上